

平成20年10月7日

社会福祉法人
栗原市社会福祉協議会

会長 熊谷 秀雄 様

花山震災復興の会「がんばっぺ」
会長 大山 幸義

義援金配分についての要望書

岩手・宮城内陸地震から4ヶ月を迎えようとしております。

この間、貴協議会には避難生活全般にわたり多大なご援助をいただきました。改めまして、被災者を代表しお礼申し上げます。

さて、10月8日に第2回義援金配分委員会が開催されるとお聞きしましたので、先の義援金配分委員会の決定内容を受け、下記のとおり要望いたします。

ぜひ配分委員会での協議をお願い申し上げます。

記

先の決定のとおり、り災証明書のり災程度を配分の基準にするのは当然としても、り災証明はあくまでも居住家屋のり災程度の証明であり、避難指示・勧告の住民は家屋のり災程度にかかわらず避難生活を余儀なくされていることに変わりはない。さらに、4段階のり災程度はそれぞれ巾があるが、特に一部破損は限りなく半壊に近くても配分は考慮されず、市の支援策でもほとんど救済されない。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 避難生活者全員に一定の基本金額を配分すること。
- 2 その上で、り災程度に応じた配分を上積みすること。
- 3 避難地域の一部破損は、その中のり災程度をさらに何段階かに分け、半壊の額との調整を図り上積みすること。